

札幌市火災予防条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 7 月 5 日

札幌市長 秋 元 克 広

札幌市条例第 3 5 号

札幌市火災予防条例等の一部を改正する条例

(札幌市火災予防条例の一部改正)

第 1 条 札幌市火災予防条例（昭和 4 8 年条例第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

(1) 第 2 0 条第 1 項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に、「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「第 1 7 条」を「第 2 0 条第 1 項」に改める。

(2) 第 3 4 条の 5 第 1 項第 1 号中「作動時間が 6 0 秒以内」を「種別（閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令（昭和 4 0 年自治省令第 2 号）第 1 2 条に規定する種別をいう。）が 1 種」に改め、同項中第 6 号を第 7 号とし、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

(6) 第 3 4 条の 3 第 1 項各号に掲げる住宅の部分又は前条第 1 項の住宅の部分に特定小規模施設用自動火災報知設備を特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成 2 0 年総務省令第 1 5 6 号）第 3 条第 2 項及び第 3 項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。

(札幌市行政不服審査条例の一部改正)

第 2 条 札幌市行政不服審査条例（平成 2 8 年条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

別表備考 1 中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(札幌市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例の一部改正)

第3条 札幌市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例（平成24年条例第75号）の一部を次のように改正する。

第12条第3号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。